

平成31年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針

1 採択に係る基本方針

岐阜地区の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、県教育委員会が市町教育委員会に対して行う以下の指導・助言又は援助を踏まえ、各市町教育委員会がその権限と責任により、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正確保の徹底に万全を期し、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行う。

2 採択に当たり踏まえるべきこと

- (1) 小学校及び中学校用教科用図書の採択について
 - ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択する。
 - ・小学校用教科書の採択については、平成30年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行う。なお、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から、採択する。
 - ・中学校用教科書の採択については、平成30年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の中学校用教科書の採択を行う。なお、「特別の教科 道徳」以外の教科については、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成29年度と同一の教科書を採択する。
 - ・同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号で定める場合においては、この限りではない。
- (2) 平成31年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
 - ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切であり、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じた図書を採択する。なお、その際には毎年度異なる図書を採択することができる。
 - ・調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」を十分活用する。

3 採択に係る基本的な考え方

- (1) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替えが必要な場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして、十分な調査研究を行う。
- (2) 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、十分な調査研究を行う。

- (3) 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、市町教育委員会の責任が不明確にならないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしない。
- (4) 教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、審議や調査等について厳正な態度で臨み、教科書採択の公正確保の徹底に努める。また、円滑な採択事務に支障をきたすような事態や採択の公正確保に関して問題が生じた場合には、各市町教育委員会が関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな環境を確保する。なお、採択地区協議会等の運営及び協議に当たっては、下記の4(3)に示した内容に十分留意する。
- (5) 教科書の採択に関する情報について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、各市町教育委員会は採択結果・理由等の積極的な公表に努める。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努め、開かれた採択をより一層推進し、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たす。

4 岐阜地区採択協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

(1) 設置

- ・最初の会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。
- ・各市町教育委員会において、5月28日(月)までに、協議会の設置に関する議決を終え、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長に報告する。
- ・次の事項について、協議会が設置され次第速やかに岐阜県教育委員会に報告する。

① 採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針

② 協議会について

- ア 名称、目的、組織、構成
- イ 委員の選出、委嘱の方法など
- ウ 委員の名簿
- エ その他

(2) 運営及び協議

- ① 各市町教育委員会は、第1回協議会の翌日から7月31日(火)までの期間中に採択について協議を終え、7月31日(火)までに岐阜地区採択協議会長に議決の報告をする。
- ② 市町教育委員会で協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で再度協議会を招集し、岐阜地区内で同一の教科書が採択できるよう再協議する。再協議に要する期間は8月1日(水)から8月10日(金)までとする。
- ③ 全市町教育委員会が採択を議決することにより、岐阜地区採択が完了したものとする。
- ④ 各市町教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、岐阜地区の採択完了以後とする。

- ⑤保護者等の幅広い視点から教科用図書についての意見が聞けるよう、協議会の委員の構成等を工夫改善する。
- ⑥協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定める。
- ⑦採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について不断の見直しを行う。
- ⑧教科書の採択に関して保護者や地域住民に説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会における選定資料や議事録等の公表に努める。また、市町教育委員会においては、引き続き、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図る。

(3) 公正確保の徹底

- ① 採択地区協議会委員及び調査員等の選任について
 - ・教科書採択に直接の利害を有する者や、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにする。
 - ・調査員等の選任に当たっては、教科書発行者との関係について自己申告を求めるとともに、文部科学省から送付された教科書の著作編修関係者名簿や教科書協会等から送付された教師用指導書及び教科書準拠周辺教材編集等関与者名簿で、利害関係を有する者でないことを確認する。
- ② 教科書見本の取扱いについて
 - ・文部科学省によって定められた教科書見本の種類・部数の上限を超える各教育委員会への送付、又は教育委員会関係者若しくは教育等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていない。
 - ・採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為(それとの疑念を生じさせる行為を含む。)は厳に慎む。
- ③ 過大な宣伝行為等への対処について
 - ・教科書発行者に対する文部科学省の指導や一般社団法人教科書協会が定めた「教科書発行者行動規範」を十分に踏まえ、それらに違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう留意する。
 - ・過大な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら毅然とした対応を取り、適切な措置を講ずるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

④ その他

- ・平成30年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書について検定申請が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教員等と教科書発行者との関係に特に留意する。

(4) その他

- ・採択地区協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。

5 その他

- (1) 協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間（8月31日まで）であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。また、その運営は、岐阜地区採択協議会規約に基づいて行う。
- (2) 協議会委員の任期は平成30年8月31日までとする。
- (3) 新たに協議が必要になった場合は、規約第5条（1）の委員により行う。
- (4) 協議会の運営に係る費用は、必要に応じて市及び町の分担金をあてる。なお、会計報告及び次年度の予算についての審議は、規約第5条（1）の委員により行う。